

平成 29 年度航空局コンプライアンス推進計画

1. 基本方針

航空局においては、発注事務に係る法令遵守やその綱紀保持に努めるとともに、職員に期待されている社会的要請「航空の安全・安心の確保」に適應するための意識向上に向け、「航空局コンプライアンス推進本部」（以下、「推進本部」）が中心となり、外部有識者で構成する「航空局コンプライアンス・アドバイザー委員会」の意見を踏まえ、以下の取組を行うこととする。

2. コンプライアンス推進体制の深化

(1) コンプライアンスの徹底に向けた自律的な取組の推進【継続】

推進本部が「推進計画」を策定し、具体的な「行動計画」については、本省ではコンプライアンス推進責任者会議において、また、空港事務所等の現場官署で、各職場単位で自ら考え自ら実行する、「ボトムアップ型」の取組を引き続き推進する。

- ① 「行動計画」は、平成 29 年度からサイクル期間を 4 月～3 月に改め、4 月から推進計画に基づく行動計画を策定し取り組み、3 月に実施状況の点検及び見直しを実施し、その結果を推進本部に報告することとする。
- ② 「行動計画」は、これまでコンプライアンス全般について網羅的に取り組んできたところである。今後の取組については各官署の固有の事情等により重点事項について深化を図っていくとともに、行動計画のスリム化を行い取組のマンネリ化・形骸化を防止する。
- ③ 「航空局コンプライアンス行動規範」を継続して実践し、知識としてだけでなく、職員一人ひとりが「自分ごと」として捉えられるよう取組む。
- ④ コンプライアンスの取組の一番の課題は、如何にして職員個々の問題意識を喚起し、それを継続させるかであり、適切な再発防止策や事務適正化策を設けてもその徹底が現場で継続的に為されなければ意味がない。現場の管理職は上局や幹部からの指示を待つことなく、注意喚起等をその場その時の最も効果的なタイミングで繰り返すことにより未然防止の取組を強化する。

(2) コンプライアンスに係る自己点検の実施【継続】

・各職員がコンプライアンスに関する意識・認識を定期的に再確認すること、職員の意識・認識を客観的に把握し、「行動計画」に反映させることを目的として、コンプライアンスに係る自己点検を実施する。

- ・自己点検の項目については、職員自身に考えさせるとともに、回答者に考え方を伝えていく内容を主としているが、職員の意識・認識度合いをより客観的に把握するため、周囲の職員の意識・認識度合いについて問う項目を追加し実施する。
- ・自己点検の結果は各現場官署の長にフィードバックし、自官署の現状について把握し、必要に応じて「行動計画」への反映等の対策を講ずる。

実施時期：11月（1ヶ月程度）

対象者：全職員

3. 研修等の実施

(1) コンプライアンスを「自分ごと化」し、意識変化の対応並びに意識を維持する研修を実施【継続】

「職員及び組織が環境の変化(社会常識の変化)に対応したリスク管理を行うための研修」及び「職員一人ひとりがコンプライアンス意識をより浸透させそれを維持するための研修」を実施する。

- ① 職員及び組織が、環境の変化（社会常識の変化）に対応したリスク管理を行うための研修
 - 本省管理職員を対象とした外部講師による対話型研修【新規】
 - ・目的：組織が環境の変化に対応し得るための本省管理職員の意識の「自分ごと」化を図る。
 - ・対象者：本省管理職員
 - ・実施時期：国会閉会中の期間
 - 各職種の現場の管理職員が一堂に会する前任会議等の場を活用して、服務・倫理についての講義を実施【継続】

前任施設運用管理官会議、前任航空管制官会議等を可能な限り活用して、現場の管理職員に対して職員管理室が服務・倫理について直近の事例等を変え、より職場の実態に即した内容で講義を実施する。
- ② 職員一人ひとりがコンプライアンス意識をより浸透させ、それを維持するための研修
 - コンプライアンスに関する自習研修【継続】
 - ・目的：統一的な知識付与とコンプライアンス意識の維持
 - ・対象者：全職員
 - ・実施時期：7～9月

- ・実施課題：「サービスの基本原則」「倫理法・倫理規程」「懲戒処分と交通法規遵守」「情報セキュリティ」「ハラスメントの禁止」「発注者綱紀保持」の中から重点項目を選定し実施する。

(2) 公務員倫理の涵養を図るための研修を実施【継続】

① eラーニングによる倫理法・倫理規程研修を実施する。

- ・幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」（国家公務員倫理審査会企画・制作）を活用する。

倫理的な組織風土を構築していくためには、組織をマネジメントする幹部職員の果たす役割が極めて重要であることを理解し、組織や部下の倫理保持のためのマネジメントについて学ぶことを目的とする。

対象者：新たに管理職員に任用された者の受講を義務化。

- ・一般職員用自習研修教材「公務員の倫理について学ぶ」（国家公務員倫理審査会企画・制作）を活用する。

倫理法のルールなど基礎的知識の習得、公務員として求められている姿や心構え、職業倫理などといった広い意味での倫理意識を涵養することを目的とする。

対象者：係長級以下職員（期間業務職員を含む。）で未受講者全員の受講を義務化。

② DVD研修教材による倫理法・倫理規程研修を実施する。

- ・ケーススタディ用DVD「事例で学ぶ倫理法・倫理規程 vol. 11」を活用する。

職務上の関係者との接触などの具体的な事例により、公務員として求められている姿勢や心構えを学ぶことを目的とする。

対象者：特に発注業務担当原課の全職員の受講を義務化。

(4) 懲戒処分・矯正措置が行われた事例の共有【継続】

懲戒処分や矯正措置の事例及び年度統計データや随伴効果を全職員に定期的に周知するとともに、ペナルティーの重さを職員1人ひとりに理解させて信用失墜行為発生の未然防止を図る。

4. 発注者綱紀保持の徹底 【継続】

(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令等の知識習得に努め、定期的に航空局発注者綱紀保持規程を主題として議論を重ね、職員一人ひとりの理解や認識の浸透を図る機会を持ち、周知徹底を図る。

特に、事業者対応は重要であることから、以下のルールについて引き続き周知徹底を図る。

- ① 事業者との対応は、原則、受付カウンター等オープンな場所で、複数の職員により対応し、個室における1人での対応を原則禁止する。
- ② 未公開情報の提供依頼や口利きなど、不当な働きかけについて充分理解し、そのような場合には、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表される旨を伝えるなど毅然とした対応をとる。
- ③ 職員は不当な働きかけがあった場合、速やかに課長等を経由し、所属部長等に報告する。

(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者後期保持に係る取組みを周知徹底

事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組みとして、本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を掲載する。

(3) 入札談合事案に関与した職員の処分内容等の周知

入札談合事案に関与した職員に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑事罰を全職員に周知するとともに、発注原課においては、定例ミーティング等を活用することにより、ペナルティーの重さを職員1人ひとりに理解させて再発防止の徹底を図る。

(4) 発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口の周知と適正な運用

発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口（内部・外部）について、窓口設置の趣旨が活かされるよう職員へ周知徹底するとともに、相談・報告があった場合には、「発注者綱紀保持規程」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

(5) 臨時的内部監査等の実施

① 臨時的内部監査の実施

本省職員が毎年度計画的に実施している各種内部監査を活用することにより、発注者綱紀保持の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項に加えて、必要に応じ、臨時的な監査を実施して、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

② 応札状況・受注割合の点検

落札率や業者別の年間受注額・受注割合といった年間を通じた傾向などを本省予算・管財室において把握し、航空局の実情を踏まえ、特異な兆候のチェックを行い、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

5. ダイレクトトークの実施 【継続】

- ① 本省幹部職員の現場視察などの機会を活用して、幹部職員の方針・考えを現場職員に直接伝えることにより、コンプライアンスの徹底がトップの意思であることを明確にする。トップの顔が見える形で行うことで、組織としても本気でコンプライアンス意識の徹底に取り組んでいることを職員の意識に植え付けさせるとともに、幹部職員が現場職員からコンプライアンス推進状況を直接聞きくことにより、現場の問題やコンプライアンスの徹底度合いについて把握する。

また、ダイレクトトークに参加する現場職員の選定については、幅広く、多くの意見を聞く必要があることから、年齢、階層、職種等に偏りがないよう配慮する。

- ② 開かれた風通しのよい組織風土を醸成し、上司等に相談しやすい環境を整備するために、現場官署の長などによる職員とのダイレクトトークを実施する。
- ③ 実施方法の検証が可能となるよう、ダイレクトトークの概要を記録・蓄積したうえで、必要な見直しを行い、その平準化等を図る。